

■下水道使用料および漁業集落排水施設使用料(1カ月当たり)

区分	基本使用料(10m ³ まで)		従量使用料(1m ³ 当たり)		
	現行	改定後	汚水排出量	改定前	改定後
一般用	1,512円	1,540円	10m ³ 超~20m ³	118.8円	121円
			20m ³ 超~30m ³	129.6円	132円
			30m ³ 超~40m ³	140.4円	143円
			40m ³ 超~50m ³	151.2円	154円
			50m ³ 超~100m ³	162円	165円
			100m ³ 超~500m ³	172.8円	176円
			500m ³ 超~1,000m ³	183.6円	187円
浴場用	1,512円	1,540円	10m ³ 超	75.6円	77円
臨時用	1,512円	1,540円	10m ³ 超	194.4円	198円

改定後の下水道使用料の計算例(税込み)【1カ月の使用水量16m³の場合】
 ①基本使用料=1,540円
 ②従量使用料=(16m³-10m³)×121円=726円
 →合計金額(①+②)=2,266円

**消費税率の引き上げに伴い
下水道使用料などを改定**

▽問い合わせ先⇨下水道事業所(☎内線197・201)

10月1日から、下水道使用料と漁業集落排水施設使用料を左表のとおり改定しました。
 なお、9月30日以前から継続して下水道を使用しており、10月中旬に検針などで使用料が確定するものは、経過措置として改定前の税率8%が適用されます。
 ・令和元年10月支払分(9月使用分)⇨8%(改定前)
 ・令和元年11月支払分(10月使用分)⇨10%(改定後)

第65回市民芸術祭「総合美術展」および「三陸地区文化祭」を開催します

▷総合美術展問い合わせ先=大船渡市民芸術祭実行委員会事務局【生涯学習課芸術文化係(☎内線290)】
 ▷三陸地区文化祭問い合わせ先=三陸地区文化祭実行委員会事務局

幼児から大人まで、日ごろ、芸術文化活動に取り組んでいる皆さんの作品を一堂に展示します。

■総合美術展開催概要

▷開催期間=11月2日(土)~4日(月・祝)
 ▷時間=午前9時~午後5時
 ※11月4日(月・祝)は午後1時まで
 ▷会場=市民体育館
 ※お越しの際は、上履きなどを持参ください。
 ▷その他
 総合美術展に出展する作品を募集しています。市民の人ならどなたでも出展できますので、10月25日(金)までに右表の部門代表者に申し込みください。

■三陸地区文化展開催概要

▷開催期間=10月12日(土)~13日(日)
 ▷時間
 ・10月12日(土)=午前9時~午後5時
 ・10月13日(日)=午前9時~午後3時

▷会場=三陸公民館
 ▷内容
 ・絵画、書道、写真、文芸、陶芸、手芸、工芸、華道、茶道、パンフラワー、園児・児童作品の展示
 ※体験コーナーがあります(一部体験料が必要となります)。

総合美術展部門代表者

部門	代表者(連絡先)
絵画	佐々木 千治さん(☎⑨348)
文芸	増田 邦夫さん(☎⑨1796)
書道	津田 静月さん(☎⑨3441)
写真	酒井 丈夫さん(☎⑨6079)
彫刻・工芸	佐々木 淳一さん(☎⑨4412)
陶芸	新沼 紀三さん(☎⑨2566)
華道	菅野 富久子さん(☎090-2362-0016)
和紙ちぎり絵	金野 春子さん(☎⑨3908)
水彩画	今野 悦子さん(☎⑨3476)
墨絵	佐々木 誓子さん(☎⑨7673)
ハンギングバスケット	井上 晃子さん(☎080-5561-7251)
デジタルアート	及川 純さん(☎⑨7966)

消費税率の引き上げに伴い
水道料金・分岐負担金を改定

▷問い合わせ先=・上水道について=水道事業所業務係(☎内線174)
 ・簡易水道について=簡易水道事業所(☎内線207)

■水道料金(1カ月当たり)

(税込み)

用途	基本水量	現行		改定後	
		基本料金	超過料金(1m ³ ごとに)	基本料金	超過料金(1m ³ ごとに)
家事用	10m ³ まで	1,481.76円	180.36円	1,509.20円	183.70円
団体用	10m ³ まで	2,061.72円	257.04円	2,099.90円	261.80円
営業用	10m ³ まで	2,318.76円	257.04円	2,361.70円	261.80円
浴場用	200m ³ まで	9,016.92円	102.60円	9,138.90円	104.50円
工場用	200m ³ まで	29,637.36円	218.16円	30,186.20円	222.20円
臨時用	—	—	321.84円	—	327.80円
船舶用	—	—	321.84円	—	327.80円

10月1日から、水道料金と分岐負担金を各表のとおり改定しました。
1 水道料金(上水道・簡易水道とも共通)
 水道料金は、消費税法の経過措置により、令和元年10月使用分(11月支払分)から消費税10%相当額の料金が適用されます。

■水道メーター使用料(1カ月当たり)

(税込み)

口径	現行	改定後
13 ^{mm}	141.48円	144.10円
20 ^{mm}	218.16円	222.20円
25 ^{mm}	321.84円	327.80円
30 ^{mm}	578.88円	589.60円
40 ^{mm}	669.60円	682.00円
50 ^{mm}	978.48円	996.60円
75 ^{mm}	1,262.52円	1,285.90円
100 ^{mm}	1,906.20円	1,941.50円
150 ^{mm}	3,489.48円	3,554.10円
200 ^{mm}	11,716.92円	11,933.90円
250 ^{mm}	17,124.48円	17,441.60円

■上水道分岐負担金

(税込み)

口径	現行	改定後
13 ^{mm}	32,400円	33,000円
20 ^{mm}	59,400円	60,500円
25 ^{mm}	108,000円	110,000円
30 ^{mm}	216,000円	220,000円
40 ^{mm}	324,000円	330,000円
50 ^{mm}	540,000円	550,000円
75 ^{mm}	1,512,000円	1,540,000円
100 ^{mm}	2,592,000円	2,640,000円
150 ^{mm}	6,048,000円	6,160,000円
200 ^{mm}	22,118,400円	22,528,000円
250 ^{mm}	34,560,000円	35,200,000円

2 水道分岐負担金
 分岐負担金は、令和元年10月1日以降に給水装置の新設などを申し込むものから、消費税10%相当額が適用になります。
 ※簡易水道の給水負担金は、改定により、全ての地区で表の改定後の金額となります。

■改定後の水道料金の計算例(税込み)

家事用(メーター口径20^{mm})で1カ月の使用水量が16m³の場合
 ①基本料金=1509.20円=1,509円(1円未満切り捨て)
 ②超過料金=(16m³-10m³)×183.70円=1,102円(1円未満切り捨て)
 ③メーター使用料=222.20円=222円(1円未満切り捨て)
 合計(①+②+③)=2,833円

